

大阪広域水道企業団議会事務局設置条例をここに公布する。

平成23年 7 月 25 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第28号

大阪広域水道企業団議会事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、大阪広域水道企業団議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員(以下「職員」という。)を置く。

2 職員は、企業長の補助職員をもって充てるものとし、議長がこれを任免する。

3 職員の定数は、5人とする。

4 職員の給与、服務その他の身分取扱いに関しては、大阪広域水道企業団の職員の例による。

(職務)

第3条 事務局長は、議長の命を受け、議会に関する事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の指揮を受け、議会に関する事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。